

令和7年第2回甲良町議会臨時会会議録

令和7年12月23日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第64号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第65号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第66号 令和7年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議案第67号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第7 議案第68号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第8 議案第69号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第70号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第71号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算（第3号）

◎会議に出席した議員（9名）

1番	福原 守	3番	藤居 吉也
4番	山田 光義	5番	小森 正彦
6番	西川 誠一	7番	野瀬 欣廣
8番	木村 修	9番	西澤 伸明
10番	丸山 恵二		

◎会議に欠席した議員（1名）

2番 木村 誠治

◎会議に出席した説明員

町長	寺本 純二	教育長	青山 繁
副町長	熊谷 裕二	建設水道課長	村岸 勉
総務課長	中村 康之	総務課参事	村田 茂典
住民人権課長	宮川 哲郎	建設水道課参事	寺居 友彦
保健福祉課長	丸澤 俊之	総務課長補佐	宮寄 一海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山下悠斗

(午前 9時50分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は9人です。

議員定足数に達していますので、令和7年第2回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村修議員、9番 西澤議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第64号は、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号は、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員の給与改定を行う関連法案が国会で可決、成立したことに伴い、期末勤勉手当の支給割合や給与表の改定などを行うものであります。

議案第66号は、令和7年度甲良町一般会計補正予算(第5号)で、歳入歳出に5,764万7,000円を追加し、補正後の予算総額を47億201万円とするものであります。歳出では、条例改正に基づくほか、必要な人件費の見直しも行い、人件費総額は3,715万8,000円など追加するほか、特別会計に対する繰出金は合計87万2,000円を加えるなどとなりました。加えて、国の補正予算により、児童手当受給者に対する2万円の給付が行われますので、これに必要な予算1,922万2,000円を追加しています。歳入では、2万給付関係は全て国庫支出金、残り全ては財政調整基金からの繰入れとします。

議案第67号は、令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、人件費を49万6,000円増額するほか、療養費負担金180万円を追加しています。その財源として、人件費に関わるものは一般会計からの繰入金、療養費に関わるものは県支出金で歳出と同額を計上しております。

議案第68号は、令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、歳出で人件費を合計96万3,000円減額しています。こちらについては、条例改正に合わせて計上している人件費を見直した結果、減額となったものでございます。歳入は一般会計からの繰入金と基金からの繰入金で調整しています。

議案第69号は、令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）で、歳出で人件費を39万3,000円増額し、歳入ではその財源として一般会計からの繰入金を同額計上しています。

議案第70号は、令和7年度甲良町水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的支出において人件費を34万4,000円増額しています。

議案第71号は、令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的支出で人件費を28万7,000円増額しています。

第70号及び第71号は企業会計のため、歳入の補正はありません。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 議案第64号及び日程第4 議案第65号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第64号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第65号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。それでは、議案の方の朗読でもってご説明に代えさせていただきます。

まず、議案第64号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは第1条、第2条ございまして、第1条につきましては令和7年4月1日から、第2条については令和8年4月1日からの適用というふうになっております。

まず第1条でございます。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第2条です。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改めるものでございます。

いずれも公布の日からの施行というふうになります。

続きまして、議案第65号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

かがみをおめぐりいただきまして、条例の改め文でございます。こちらも1条、2条ございまして、1条につきましては令和7年4月1日から、第2条につきましては令和8年4月1日からの適用というふうになっております。

まず第1条でございます。甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第15条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第21条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同項ただし書中「6, 600円」を「7, 050円」に改め、同条第2項中「22, 000円」を「23, 500円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の70」」を「「100分の70」と、「100分

の「127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第23条第2項第1号中「合計額を加算した額に100分の105」を「合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に100分の50」を「勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。別表については割愛をさせていただきます。ページを飛んでいただきまして、7ページの方をお願いいたします。

改正第2条でございます。甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

いずれも公布の日からの施行となります。

以上、ご説明に代えさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、一括で質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 資料1の方で、平準化を今回するわけですが、6月と12月で、その平準化することによって引き上がる金額ないしは引き下がる、実額で言うと1人当たり幾らぐらいになりますか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 期末勤勉手当のところよろしかったでしょうか。ということでありましたら、今回の改正額について述べさせていただきます。議案書の方の一番最後のところに給与費の改正の明細の方をつけさせていただいております。こちらに一般職のところ、特別職もありますけれども、特別職の方でございますと17ページになりますけれども、議案第66号、一般会計の方の17ページになるんですけど、こちらに給与費の明細書の方をつけさせていただいております。一般会計でございます。補正予算書の17ページの方をお願いしたいんですけども、こちらに補正前、補正後がござい

ますので、今回の補正で増額になる部分を述べさせていただきますと、町長、副町長、教育長に関しましては合計で10万1,000円、議員の皆様につきましては11万1,000円、合わせて21万2,000円の増額となっております。

また、おめくりいただいた18ページに一般職員、こちらは会計年度を除いた職員でございますけれども、こちらの期末手当、勤勉手当の下の方のところでございますけれども、期末手当につきましては289万3,000円、勤勉手当については253万5,000円の増額になっております。人数についてはあれですけれども、今回、給与の比較の方をさせていただいておりますので、単純にこの額というわけではないですけれども、総額としてはこの額が増額になっているというところでございます。

以上になります。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 私が最後に聞きたいのは、この増額になった分は、国の手当、つまり交付金なりで手当をされてくるものか、それとも町独自の財源で賄いなさいということになるんですかね。私が考えるのは、国が人事院の勧告に従ってこういうようにしたわけですから、国がちゃんと手当をしましょうというのが当たり前ではないのかと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 こちらにつきましては、国の計算式で必要な規模に応じて必要な額を算定されるんですけれども、普通交付税の方で、今年の4月に当初決定された部分と、追加交付が今回、まだ決定は来てないですけれども、される見込みで、合わせて今回の人事院勧告に伴うものというのが賄えるというふうには聞いております。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第64号について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 人事院勧告に基づくものと、それから、64号は、給与改定が、法律が変わりました。しかし、今の現状で言いますと、やはり市民、国民、町民の方々の暮らしからいうと、特別職、私たちは労働対価、時間対価ではありません。報酬という性格を持っています。ですから、その点でも報酬が上がるといのはなじまないというふうに私は考えています。実労働で言いますと、4回の議会、その間のいろんな準備をしなければなりません。それから、町民の方々の声も聞いたりするわけですけども、そういう仕事からし

ても、労働単価、時間単価で計算できるという状況ではありません。ですから、そういう点でも国の基準が決められているのだと思いますけども、今回、平準化をした上でですけども、上がるということですから、町民の方に説明するのはやはり大変抵抗があるんですね。ですから、私は反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第65号は可決されました。

次に、日程第5 議案第66号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第66号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第5号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第66号 令和7年度甲良町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

議案書の方の裏面の方をお願いいたします。一般会計補正予算（第5号）でございますが、既定の金額に5,764万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ47億201万円とするものでございます。

中身につきましては第1表の方で説明の方をさせていただきます。

1ページ、第1表の歳入の方をご覧ください。款、項及び補正額の方を読み上げさせていただきます。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正額1,922万2,000円。18款 繰入金、2項 基金繰入金、補正額3,842万5,000円。合計補正額5,764万7,000円でございます。

おめぐりください。歳出の部でございます。1款 議会費、1項 議会費、補正額45万円。2款 総務費、1項 総務管理費、補正額1,425万8,000円、2項 徴税費186万5,000円、3項 戸籍住民基本台帳費37万3,000円。3款 民生費、1項 社会福祉費164万3,000円、2項 児童福祉費3,137万8,000円。4款 衛生費、1項 保健衛生費70万5,000円。6款 農林水産業費、1項 農業費、補正額260万1,000円の減額。7款 商工費、1項 商工費19万1,000円。8款 土木費、1項 土木管理費42万円、4項 住宅費41万6,000円。10款 教育費、1項 教育総務費389万3,000円、2項 小学校費100万6,000円、3項 中学校費129万6,000円、4項 社会教育費235万4,000円。合計補正額5,764万7,000円。歳入歳出同額でございます。

以上、説明に代えさせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 全協でもさせていただきましたが、物価高対策、子育て応援手当、これ、用紙をいただきましたけれども、1回2万円で1回限りなんです。大変不十分だというように国会でも私どもの国会議員が代表で反対討論をさせていただきました。地方ですけれども、この補正予算で2万円の計上というようになっています。対象が約870名、それから435世帯ということで、大変広い範囲で広がるんですね。ですから、このことについては賛成をしたいというように思っていますし、そのほか、臨時議会を1月に予定されているかと思っておりますけれども、そういうことの範囲で、またそういうところの想定をしていただいて、以前、12月議会の一般会計のところでも私は討論させ

ていただきましたが、暖房費、それから、いろんな諸物価は、子育て世代だけではありません。年金も上がらない、給料が上がらない、こういう状況が続いていますので、町民への支援策をぜひ考えていただきたいということをお願いしまして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第66号は可決されました。

日程第6 議案第67号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第67号 令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、私の方より、令和7年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を説明させていただきます。

予算書の表紙裏面をご覧ください。歳入歳出予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,156万6,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては第1表の方で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。歳入でございます。款、項、補正額を読み上げさせていただきます。4款 県支出金、1項 県負担金、補正額180万円。6款 繰入金、1項 他会計繰入金49万6,000円。歳入合計229万6,000円でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1款 総務費、1項 総

務管理費、補正額49万6,000円。2款 保険給付費、1項 療養諸費180万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

日程第7 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第68号 令和7年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 予算書の裏面をご覧ください。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,774万3,000円とするものです。

説明は第1表でいたします。

1ページ、第1表をご覧ください。歳入。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金1万7,000円の減額、2項 基金繰入金94万6,000円の減額でございます。

次ページの歳出をご覧ください。1款 総務費、1項 総務管理費1万7,000円の減額。3款 地域支援事業費、3項 包括的支援事業・任意事業費94万6,000円の減額。合計96万3,000円の減額でお願い

いするものです。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第68号は可決されました。

日程第8 議案第69号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第69号 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 令和7年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の予算書の表紙裏面をご覧ください。歳入歳出予算でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,289万5,000円とするものでございます。

予算につきましては第1表の方で説明させていただきます。

1ページをご覧ください。歳入でございます。3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、補正額が39万3,000円でございます。歳入合計は同額の39万3,000円でございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、補正額39万3,000円。よって、歳出合計は歳入合計と同額

でございます。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第69号は可決されました。

日程第9 議案第70号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第70号 令和7年度甲良町水道事業会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、表紙1枚おめくりいただきまして、令和7年度甲良町水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

総則第1条、令和7年度甲良町水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和7年度甲良町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。支出でございます。1款1項 営業費用、補正予定額34万4,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、第3条、令和7年度甲良町水道事業会計予算第7条に定めた職員給与費の金額については、「2,262万7,000円」を「2,297万1,000円」

に改めるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願ひます。

起立全員です。

よって、議案第70号は可決されました。

日程第10 議案第71号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第71号 令和7年度甲良町下水道事業会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書1ページをお願いいたします。甲良町下水道事業会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

収益的収入及び支出の補正でございます。令和7年度甲良町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を改めるものでございます。支出の部におきまして、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用におきまして28万7,000円の増額補正を行うものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、甲良町下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費の金額について、「1,000万3,000円」を「1,029万円」に改めるものでございます。

どうかよろしくお願ひいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第71号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。
よって、議案第71号は可決されました。
以上で、本日の日程は全て終了しました。
最後に、町長の挨拶があります。
町長。

○寺本町長 令和7年第2回臨時会の閉会にあたりまして、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、条例改正、補正予算について議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今期臨時会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和7年第2回甲良町議会臨時会を閉会します。
ご苦勞さまでした。

(午前10時27分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 西 澤 伸 明